化粧品基準

平成 12 年 9 月 29 日 厚生省告示第 331 号

薬事法(昭和35年法律第145号)第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準を次のように定め、平成13年4月1日から適用し、化粧品品質基準(昭和42年8月厚生省告示第321号)及び化粧品原料基準(昭和42年8月厚生省告示第322号)は、平成13年3月31日限り廃止する。ただし、医薬品の成分であって、この告示の適用の際現に受けている同法第14条第1項の規定による承認に係る化粧品の成分であるもの又は昭和36年2月厚生省告示第15号(薬事法第14条第1項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件)別表に掲げられていた化粧品の成分であるものについては、2の規定にかかわらず、当該承認に係る化粧品の成分の分量又は同表に掲げられていた化粧品の成分の分量に限り、化粧品の成分とすることができるものとし、平成13年3月31日までの間に製造され、又は輸入された化粧品については、なお従前の例による。

化粧品基準

1 総則

化粧品の原料は、それに含有される不純物等も含め、感染のおそれがある物を含む等その使用によって保健衛生上の危険を生じるおそれがある物であってはならない。

2 防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素以外の成分の配合の禁止

化粧品は、医薬品の成分(添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。)、生物由来原料基準(平成15年厚生労働省告示第210号)に適合しない物、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質、同条第3項に規定する第二種特定化学物質その他これらに類する性状を有する物であって厚生労働大臣が別に定めるもの及び別表第1に掲げる物を配合してはならない。

3 防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素以外の成分の配合の制限 化粧品は、別表第2の成分名の欄に掲げる物を配合する場合は、同表の100g中 の最大配合量の欄に掲げる範囲内でなければならない。 4 防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素の配合の制限

化粧品に配合される防腐剤(化粧品中の微生物の発育を抑制することを目的として化粧品に配合される物をいう。)は、別表第3に掲げる物でなければならない。

化粧品に配合される紫外線吸収剤(紫外線を特異的に吸収する物であって、紫外線による有害な影響から皮膚又は毛髪を保護することを目的として化粧品に配合されるものをいう。)は、別表第4に掲げる物でなければならない。

化粧品に配合されるタール色素については、医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(昭和 41 年厚生省令第 30 号)第 3 条の規定を準用する。 ただし、赤色 219 号及び黄色 204 号については、毛髪及び爪のみに使用される化粧品に限り、配合することができる。

5 化粧品に配合されるグリセリンは、当該成分 100g 中ジエチレングリコール 0.1g 以下のものでなければならない。

別表第1

- 1 6-アセトキシー2.4-ジメチルーm-ジオキサン
- 2 アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤(ジフェンヒドラミン等)以外の抗ヒスタミン
- 3 エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール以外のホルモン及び その誘導体
- 4 塩化ビニルモノマー
- 5 塩化メチレン
- 6 オキシ塩化ビスマス以外のビスマス化合物
- 7 過酸化水素
- 8 カドミウム化合物
- 9 過ホウ酸ナトリウム
- 10 クロロホルム
- 11 酢酸プログレノロン
- 12 ジクロロフェン
- 13 水銀及びその化合物
- 14 ストロンチウム化合物
- 15 スルファミド及びその誘導体
- 16 セレン化合物
- 17 ニトロフラン系化合物
- 18 ハイドロキノンモノベンジルエーテル
- 19 ハロゲン化サリチルアニリド
- 20 **ビタミン**L1 及びL2
- 21 ビチオノール
- 22 ピロカルピン
- 23 ピロガロール
- 24 フッ素化合物のうち無機化合物
- 25 プレグナンジオール
- 26 プロカイン等の局所麻酔剤
- 27 ヘキサクロロフェン
- 28 ホウ酸
- 29 ホルマリン
- 30 メチルアルコール

別表第2

1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

| 成 分 名 | 100g 中の最大配合量 |
|----------------------------------|--------------|
| アラントインクロルヒドロキシアルミニウム | 1.0g |
| カンタリスチンキ、ショウキョウチンキ又はトウガラ シチンキ | 合計量として 1.0g |
| サリチル酸フェニル | 1.0g |
| ポリオキシエチレンラウリルエーテル(8~10E.O.) | 2.0g |

2 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分

| 成 分 名 | 100g 中の最大配合量 |
|---------------------------|--------------|
| エアゾール剤 | |
| ジルコニウム | 配合不可 |
| 石けん、シャンプ一等の直ちに洗い流す化粧品 | |
| チラム | 0.50g |
| 石けん、シャンプ一等の直ちに洗い流す化粧品以外の | |
| 化粧品 | |
| ウンデシレン酸モノエタノールアミド | 配合不可 |
| チラム | 0.30g |
| パラフェノールスルホン酸亜鉛 | 2.0g |
| 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾト | 7.0g |
| リアゾール | |
| ラウロイルサルコシンナトリウム | 配合不可 |
| 頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその | |
| 他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコ | |
| 一ル類を含有する化粧品(当該化粧品に配合された成 | |
| 分の溶解のみを目的として当該アルコール類を含有す | |
| るものを除く。) | |
| エストラジオール、エストロン又はエチニルエスト | 合計量として20000国 |
| ラジオール | 際単位 |

| | 1 |
|--------------------------|---------------|
| 頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品以外の化 | |
| 粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有しない化粧 | |
| 品(当該化粧品に配合された成分の溶解のみを目的と | |
| して当該アルコール類を含有するものを含む。) | |
| エストラジオール、エストロン又はエチニルエスト | 合計量として50000国 |
| ラジオール | 際単位 |
| 頭部のみに使用される化粧品 | |
| アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤 | 0.010g |
| 頭部のみに使用される化粧品以外の化粧品 | |
| アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤 | 配合不可 |
| 歯磨 | |
| ジエチレングリコール | 配合不可 |
| ラウロイルサルコシンナトリウム | 0.50g |
| ミツロウ及びサラシミツロウを乳化させる目的で使用 | |
| するもの | |
| ホウ砂 | 0.76g (ミツロウ及び |
| | サラシミツロウの 1/2 |
| | 以下の配合量である場 |
| | 合に限る。) |
| ミツロウ及びサラシミツロウを乳化させる目的以外で | |
| 使用するもの | |
| ホウ砂 | 配合不可 |

3 化粧品の種類により配合の制限のある成分(注1)

| | 100g 中の最大配合量(g) | | | | |
|------------------|-----------------|----------|----------|--|--|
| rt 八 夕 | 粘膜に使用される | 粘膜に使用される | 粘膜に使用される | | |
| 成 分 名 | ことがない化粧品 | ことがない化粧品 | ことがある化粧品 | | |
| | のうち洗い流すも | のうち洗い流さな | | | |
| | の | いもの | | | |
| タイソウエキス (注 2) | 0 | 0 | 5. 0 | | |
| チオクト酸 | 0.01 | 0.01 | | | |
| ユビデカレノン | 0.03 | 0.03 | | | |

(注 1) 空欄は、配合してはならないことを示し、〇印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) 日本薬局方タイソウを 30% (w/v) エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。

別表第3

1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

| 成 分 名 | 100g 中の最大配合量(g) |
|--------------------------------|-----------------|
| 安息香酸 | 0.2 |
| 安息香酸塩類 | 合計量として 1.0 |
| 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン | 0.20 |
| 感光素 | 合計量として 0.0020 |
| クロルクレゾール | 0.50 |
| クロロブタノール | 0.10 |
| サリチル酸 | 0.20 |
| サリチル酸塩類 | 合計量として 1.0 |
| ソルビン酸及びその塩類 | 合計量として 0.50 |
| デヒドロ酢酸及びその塩類 | 合計量として 0.50 |
| トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル (別名トリクロサン) | 0.10 |
| パラオキシ安息香酸エステル及びそのナトリウム塩 | 合計量として 1.0 |
| フェノキシエタノール | 1.0 |
| フェノール | 0.10 |
| ラウリルジアミノエチルグリシンナトリウム | 0.030 |
| レゾルシン | 0.10 |

2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)

| | 100g 中 の 最大配合量(g) | | |
|--------------------------------|--------------------------|---------|--------|
| | 粘膜に使用され | 粘膜に使用され | 粘膜に使 |
| 成 分 名 | ることがない化 | ることがない化 | 用される |
| | 粧品のうち洗い | 粧品のうち洗い | ことがあ |
| | 流すもの | 流さないもの | る化粧品 |
| 亜鉛・アンモニア・銀複合置換型ゼオラ イト (注 4) | 1.0 | 1.0 | |
| 安息香酸パントテニルエチルエーテル | 0 | 0.30 | 0.30 |
| イソプロピルメチルフェノール | 0 | 0.10 | 0.10 |
| 塩化セチルピリジニウム | 5.0 | 1.0 | 0.010 |
| 塩化ベンザルコニウム | 0 | 0.050 | 0.050 |
| 塩化ベンゼトニウム | 0.50 | 0.20 | |
| 塩酸クロルヘキシジン | 0.10 | 0.10 | 0.0010 |
| オルトフェニルフェノール | 0 | 0.30 | 0.30 |
| オルトフェニルフェノールナトリウム | 0.15 | 0.15 | |
| 銀ー銅ゼオライト (注 5) | 0.5 | 0.5 | |
| グルコン酸クロルヘキシジン | 0 | 0.050 | 0.050 |
| クレゾール | 0.010 | 0.010 | |
| クロラミン⊤ | 0.30 | 0.10 | |
| クロルキシレノール | 0.30 | 0.20 | 0.20 |
| クロルフェネシン | 0.30 | 0.30 | |
| クロルヘキシジン | 0.10 | 0.050 | 0.050 |
| 1,3-ジメチロールー5,5-ジメチルヒダントイン | 0.30 | | |
| 臭化アルキルイソキノリニウム | 0 | 0.050 | 0.050 |
| チアントール | 0.80 | 0.80 | |
| チモール | 0.050 | 0.050 | 〇(注2) |

| トリクロロカルバニリド | 0 | 0.30 | 0.30 |
|---|--------|--------|-------|
| パラクロルフェノール | 0.25 | 0.25 | |
| ハロカルバン | 0 | 0.30 | 0.30 |
| ヒノキチオール | 0 | 0.10 | 0.050 |
| ピリチオン亜鉛 | 0.10 | 0.010 | 0.010 |
| ピロクトンオラミン | 0.05 | 0.05 | |
| ブチルカルバミン酸ヨウ化プロピニル (注 6) | 0.02 | 0.02 | 0.02 |
| ポリアミノプロピルビグアナイド | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| メチルイソチアゾリノン | 0.01 | 0.01 | |
| メチルクロロイソチアゾリノン・メチル イソチアゾリノン液(注3) | 0.10 | | |
| N,N''ーメチレンビス [N'-(3-ヒドロ キシメチルー2,5-ジオキソー4-イミ ダゾリジニル)ウレア] | 0.30 | | |
| ョウ化パラジメチルアミノスチリルへ プチルメチルチアゾリウム | 0.0015 | 0.0015 | |

- (注 1) 空欄は、配合してはならないことを示し、〇印は、配合の上限がないことを示す。
- (注2) 粘膜に使用される化粧品であって、口腔に使用されるものに限り、配合する ことができる。
- (注3)5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン1.0~1.3%及び2-メ チル-4-イソチアゾリン-3-オン0.30~0.42%を含む水溶液をいう。
- (注 4) 強熱した場合において、銀として 0.2%~4.0%及び亜鉛として 5.0%~15.0% を含有するものをいう。
- (注 5) 強熱した場合において、銀として 2.7%~3.7%及び銅として 4.9%~6.3%を 含有するものをいう。
- (注6) エアゾール剤へ配合してはならない。

別表第4

1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

| 成 分 名 | 100g 中の最大配合量(g) |
|---|-----------------|
| サリチル酸ホモメンチル | 10 |
| 2-シアノ-3,3-ジフェニルプロパ-2-エン酸 2- エチルヘキシルエステル(別名オクトクリレン) | 10 |
| ジパラメトキシケイ皮酸モノー2ーエチルヘキサン酸 グリセリル | 10 |
| トリスビフェニルトリアジン | 10.0 |
| パラアミノ安息香酸及びそのエステル | 合計量として 4.0 |
| 4-tert-ブチル-4'-メトキシジベンゾイルメタン | 10 |

2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)

| | 100g 中の最大配合量(g) | | |
|----------------------|-----------------|---------|------|
| | 粘膜に使用され | 粘膜に使用され | 粘膜に使 |
| 成 分 名 | ることがない化 | ることがない化 | 用される |
| | 粧品のうち洗い | 粧品のうち洗い | ことがあ |
| | 流すもの | 流さないもの | る化粧品 |
| 4-(2-β-グルコピラノシロキシ)プ | | | |
| ロポキシー2ーヒドロキシベンゾフェノ | 5.0 | 5.0 | |
| ン | | | |
| サリチル酸オクチル | 10 | 10 | 5.0 |
| 2,5-ジイソプロピルケイ皮酸メチル | 10 | 10 | |
| 2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒドロ | | | |
| キシベンゾイル]安息香酸ヘキシルエス | 10.0 | 10.0 | |
| テル | | | |
| シノキサート | 0 | 5.0 | 5.0 |
| ジヒドロキシジメトキシベンゾフェノ | 10 | 10 | |
| ン | 10 | 10 | |
| ジヒドロキシジメトキシベンゾフェノ | 10 | 10 | |
| ンジスルホン酸ナトリウム | 10 | 10 | |

| ジヒドロキシベンゾフェノン | 10 | 10 | |
|---|------|------|-------|
| ジメチコジエチルベンザルマロネート | 10.0 | 10.0 | 10.0 |
| 1ー(3,4ージメトキシフェニル)ー4,4ー ジメチルー1,3ーペンタンジオン | 7.0 | 7.0 | |
| ジメトキシベンジリデンジオキソイミ ダゾリジンプロピオン酸 2-エチルヘ キシル | 3.0 | 3.0 | |
| テトラヒドロキシベンゾフェノン | 10 | 10 | 0.050 |
| テレフタリリデンジカンフルスルホン 酸 | 10 | 10 | |
| 2,4,6-トリス[4-(2-エチルヘキシルオキシカルボニル)アニリノ]-1,3,5-トリアジン | 5.0 | 5.0 | |
| トリメトキシケイ皮酸メチルビス(トリメチルシロキシ)シリルイソペンチル | 7.5 | 7.5 | 2.5 |
| ドロメトリゾールトリシロキサン | 15.0 | 15.0 | |
| パラジメチルアミノ安息香酸アミル | 10 | 10 | |
| パラジメチルアミノ安息香酸 2-エチ ルヘキシル | 10 | 10 | 7.0 |
| パラメトキシケイ皮酸イソプロピル・ジ イソプロピルケイ皮酸エステル混合物 (注 2) | 10 | 10 | |
| パラメトキシケイ皮酸 2-エチルヘキ シル | 20 | 20 | 8.0 |
| 2,4-ビスー[{4-(2-エチルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ}-フェニル] -6-(4-メトキシフェニル)-1,3,5-トリアジン | 3.0 | 3.0 | |
| 2-ヒドロキシー4-メトキシベンゾフェノン | 0 | 5.0 | 5.0 |

| ヒドロキシメトキシベンゾフェノンス ルホン酸及びその三水塩 | 10 (注 3) | 10 (注3) | 0.10 (注 3) |
|---|----------|---------|-----------------------|
| ヒドロキシメトキシベンゾフェノンス ルホン酸ナトリウム | 10 | 10 | 1.0 |
| フェニルベンズイミダゾールスルホン 酸 | 3.0 | 3.0 | |
| フェルラ酸 | 10 | 10 | |
| 2,2'-メチレンビス(6-(2Hベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール | 10.0 | 10.0 | |

- (注 1) 空欄は、配合してはならないことを示し、〇印は、配合の上限がないことを示す。
- (注 2) パラメトキシケイ皮酸イソプロピル 72.0~79.0%、2,4ージイソプロピルケ イ皮酸エチル 15.0~21.0%及び 2,4ージイソプロピルケイ皮酸メチル 3.0~ 9.0%を含有するものをいう。
- (注3) ヒドロキシメトキシベンゾフェノンスルホン酸としての合計量とする。